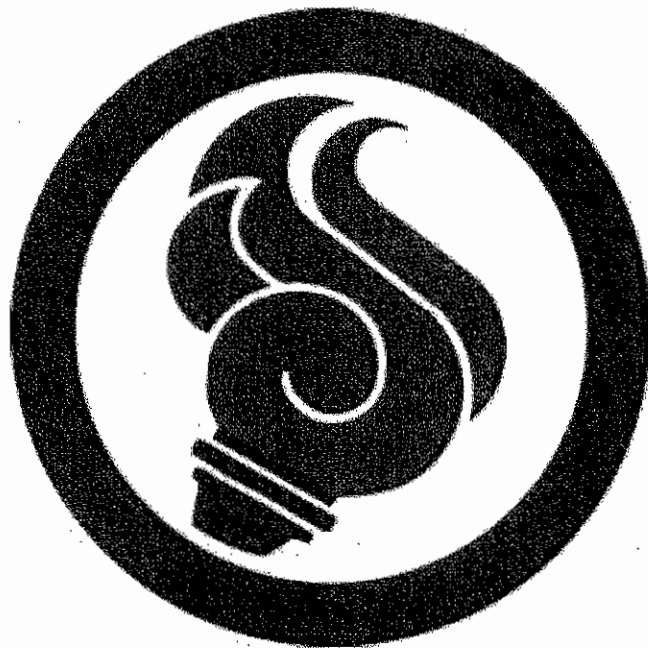


**第76回国民体育大会
三重県準備委員会**

第1回 常任委員会



平成24年8月31日(金)

四日市都ホテル

第76回国民体育大会 三重県準備委員会

第1回 常任委員会 資料目次

○ 説明事項

- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会組織構成 …… P 7

○ 審議事項

- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会専門委員会規程 (案)
【第1号議案】… P 11
- ・ 第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針 (案) 【第2号議案】… P 17
- ・ 第76回国民体育大会 会場地市町選定基準 (案) 【第3号議案】… P 18
- ・ 第76回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 (案)
【第4号議案】… P 21
- ・ 第76回国民体育大会 競技施設整備基本方針 (案) 【第5号議案】… P 22
- ・ 第76回国民体育大会 実施予定競技選択基本方針 (案) 【第6号議案】… P 23
- ・ 第76回国民体育大会 競技役員等養成基本方針 (案) 【第7号議案】… P 24
- ・ 第76回国民体育大会 広報基本方針 (案) 【第8号議案】… P 25

○ 名簿

- ・ 第76回国民体育大会三重県準備委員会 常任委員会委員名簿 …… P 29

第76回国民体育大会 三重県準備委員会 第1回常任委員会次第

平成24年8月31日(金)

会場：四日市都ホテル 鈴鹿の間

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 説明事項

第76回国民体育大会 三重県準備委員会組織構成

4 審議事項

第1号議案 第76回国民体育大会 三重県準備委員会専門委員会規程(案)

第2号議案 第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針(案)

第3号議案 第76回国民体育大会 会場地市町選定基準(案)

第4号議案 第76回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費
負担基本方針(案)

第5号議案 第76回国民体育大会 競技施設整備基本方針(案)

第6号議案 第76回国民体育大会 実施予定競技選択基本方針(案)

第7号議案 第76回国民体育大会 競技役員等養成基本方針(案)

第8号議案 第76回国民体育大会 広報基本方針(案)

5 その他

6 閉 会

說 明 事 項

第76回国民体育大会 三重県準備委員会組織構成

総 会

<準備委員会会則 第11条(総会)から抜粋>

4 総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 大会開催基本方針に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

総会から常任委員会への委任事項

- 1 大会開催に関する各種方針及び計画の策定に関する事
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関する事
- 3 県と会場地市町の業務分担及び経費負担区分に関する事
- 4 競技施設等の整備に関する事
- 5 大会実施競技の選定に関する事
- 6 競技の企画及び運営に関する事
- 7 競技役員等の養成及び編成に関する事
- 8 広報及び県民運動に関する事
- 9 式典の企画及び運営に関する事
- 10 宿泊及び衛生に関する事
- 11 輸送及び交通に関する事
- 12 募金及び協賛に関する事
- 13 医療救護、消防及び警備に関する事
- 14 その他開催準備に関する事

委任

報告

常任委員会

<準備委員会会則 第12条(常任委員会)から抜粋>

6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事

7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。

付託・委任

報告

専門委員会

<準備委員会会則 第13条(専門委員会)から抜粋>

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

審議事項

第76回国民体育大会 三重県準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第76回国民体育大会三重県準備委員会会則第13条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に、次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第76回国民体育大会三重県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則 この規程は、平成24年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

専門委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案、推進に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の調査、調整等に関すること。 2 会場地の選定の調査、調整等に関すること。 3 開・閉会式の選定の調査、調整等に関すること。 4 県及び会場地市町の業務分担の調査、調整等に関すること。 5 文化プログラムの調査、調整等に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の調査、調整等に関すること。
施設 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設に関すること。 3 情報通信施設整備に関すること。 4 その他施設に係る重要事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設整備の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
競技 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具の整備検討に関すること。 4 競技記録に関すること。 5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の調査、調整等に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成の調査、調整等に関すること。 3 競技用具の整備検討の調査、調整等に関すること。 4 競技記録の調査、調整等に関すること。 5 その他競技運営に係る調査、調整等に関すること。

総務企画専門委員会 名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
市町関係	三重県市長会 事務局長	井山 夫左雄
	三重県町村会 事務局長	奥村 仁孝
スポーツ関係	(財) 三重県体育協会 理事長	田中 敏夫
	三重県スポーツ推進審議会 委員 (三重大学教育学部教授)	杉田 正明
	三重県スポーツ推進委員協議会 会長	馬場 宏
	(社) 三重県レクリエーション協会 事務局長	津幡 佳代子
学校関係	三重県高等学校体育連盟 理事長	堀越 英範
	三重県中学校体育連盟 理事長	野田 朋憲
県(行政)関係	戦略企画部 企画課長	大橋 範秀
	健康福祉部 健康福祉総務課長	日沖 正人
	環境生活部 文化振興課長	中尾 治光
	地域連携部スポーツ推進局 次長兼スポーツ推進課長	村木 輝行
	地域連携部 市町行財政課長	加藤 正二
	教育委員会事務局 保健体育課長	吉田 光徳

施設専門委員会 名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
市町関係	三重県市町教育長会 (三重県都市教育長部会長、松阪市教育長)	小林 壽一
	三重県市町教育長会 (三重県町教育長部会長、明和町教育長)	西岡 惠三
スポーツ関係	(財) 三重県体育協会 理事長	田中 敏夫
	三重県スポーツ推進審議会 委員 (三重県学校体育研究連合会、四日市市立河原田小学校校長)	鈴木 忠彦
学校関係	三重県高等学校体育連盟 (ボート専門委員長)	丸山 亮太
	皇學館大学教育学部 教授	小木曾 一之
福祉・障がいスポーツ関係	ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 会長	土川 禮子
県(行政)関係	健康福祉部 人権・危機管理監	丹羽 健
	地域連携部スポーツ推進局 次長兼スポーツ推進課長	村木 輝行
	県土整備部 道路管理課参事兼課長	福島 敏彰
	県土整備部 流域管理課長	堀江 俊光
	教育委員会事務局 学校施設課長	加藤 丈雄
	教育委員会事務局 保健体育課長	吉田 光徳

競技専門委員会 名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
スポーツ関係	(財) 三重県体育協会 理事長	田中 敏夫
	(財) 三重県体育協会 強化・普及委員会 委員	沖田 稔
	(財) 三重県体育協会 強化・普及委員会 委員	高井 幸郎
	(財) 三重県体育協会 強化・普及委員会 委員	夏目 眞治
	(財) 三重県体育協会 強化・普及委員会 委員	松澤 二一
	(財) 三重県体育協会 強化・普及委員会 委員	三田 清司
	(財) 三重県体育協会 強化・普及委員会 委員	安井 みどり
	三重県スポーツ推進審議会 委員	馬瀬 隆彦
学校関係	三重県高等学校体育連盟 (自転車専門委員長)	百々 敦史
	三重県中学校体育連盟 副会長	岩谷 敏史
県行政	地域連携部スポーツ推進局 次長兼スポーツ推進課長	村木 輝行
	教育委員会事務局 保健体育課長	吉田 光徳

第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針（案）

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨並びに第76回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 全市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技のいずれかの競技のうち、1競技以上開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 競技施設については、原則として、既存施設を活用し、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準を満たす施設が県内にあるものについては、当該施設の所在する市町の中から選定することとする。
- 4 会場の選定にあたっては、市町の開催希望や当該希望競技に係る各種競技会の開催実績・大会後の普及振興に向けた考え方、開催準備・大会運営への積極性などの開催希望競技に対する市町及び住民の熱意を重視するとともに、実施競技団体の意向並びに競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域の実情・特性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第76回国民体育大会 会場地市町選定基準（案）

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町及び開・閉会式会場は、第76回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

開・閉会式会場のほか、正式競技と特別競技の会場地とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準を基本に、総合的な判断、評価のもと選定する。

(1) 競技会場地

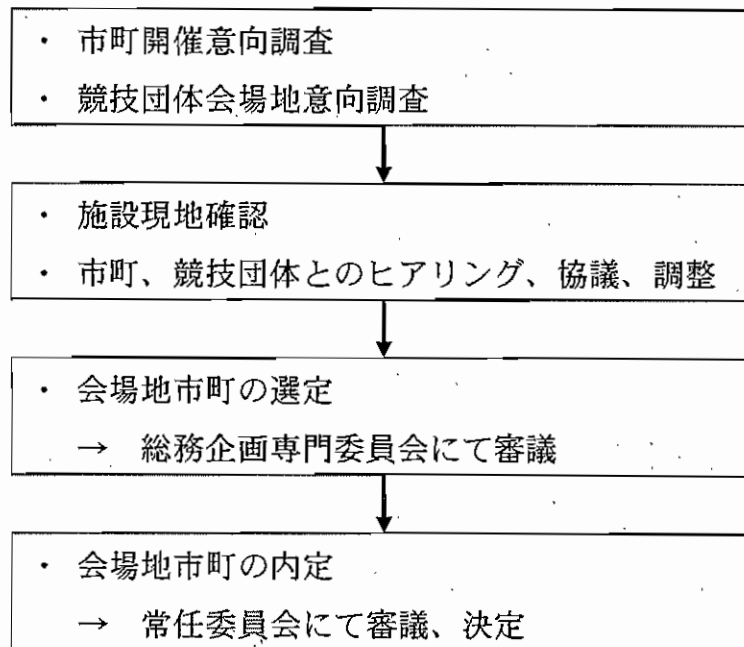
- ① 市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- ② 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合や開催希望が競合する場合は、大会運営に支障をきたさないようにするとともに、地域のバランスに配慮すること。
- ③ 競技施設は、原則として既存施設を活用することとし、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下、「施設基準」という）を満たすものであること。
なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- ④ 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、大規模大会の実績、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や実績、体制等が十分整えられること。
- ⑤ 選手・役員の輸送、交通手段及び宿舍を確保できること。
- ⑥ 国体開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ振興に積極的に取り組む意欲を有すること。

(2) 開・閉会式会場

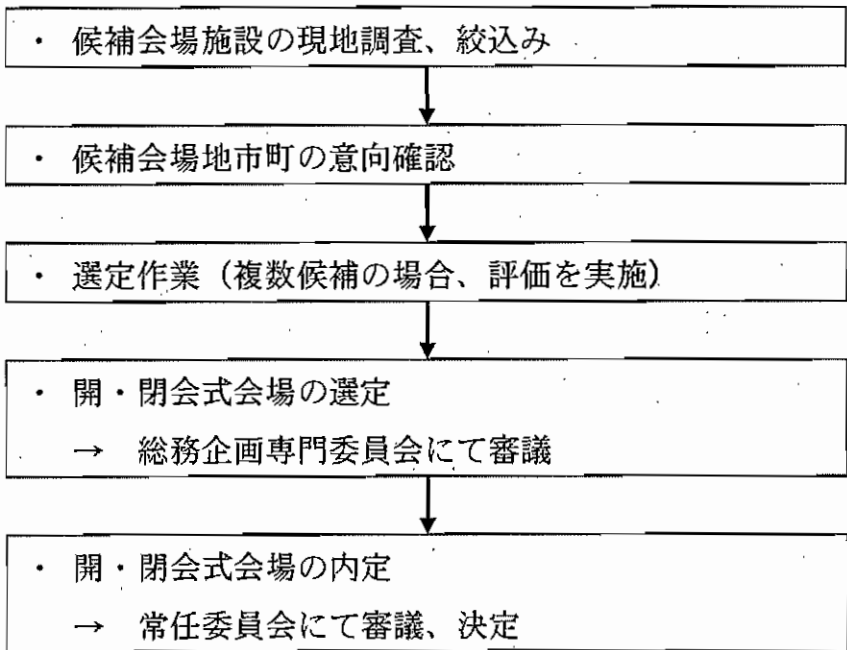
- ① 会場地となる市町から開催に必要な協力が得られること。
- ② 会場は、原則として既存施設を活用することとし、施設基準を満たすものであること。
なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- ③ 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等のスペースが確保できること。
- ④ 多数の参集者が短時間で集まることのできる輸送・交通手段が確保できること。
- ⑤ 会場周辺に相当の宿泊受入能力があること。

3 選定の手続き（概要）

(1) 競技会場地



(2) 開・閉会式会場



第76回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担 基本方針（案）

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県及び会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

2 会場地市町が分担する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

第76回国民体育大会 競技施設整備基本方針（案）

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第76回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本体育協会）」が定める施設基準（以下「施設基準」という。）を尊重し、次のとおり整備する。

- 1 競技施設は、施設基準の弾力的な運用を関係機関に要請するなど、県内の既存施設を活用することを原則とする。
- 2 競技施設の整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、大会後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 整備にあたっては、競技運営に支障がないよう、計画段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインに対応し、自然・環境・景観に十分配慮する。
- 4 施設の整備は、原則として県の施設は県が、市町の施設は市町が行うものとする。

第 7 6 回国民体育大会 実施予定競技選択基本方針（案）

第 7 6 回国民体育大会（以下「大会」という。）における実施予定競技は、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの推進を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 正式競技は、開催時における「国民体育大会開催基準要項及び細則」（公益財団法人日本体育協会）に定めている競技で、財団法人三重県体育協会（以下「県体協」という。）に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 特別競技は、高等学校野球（硬式・軟式）とする。
- 3 公開競技は、綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフの 5 競技のうち、競技団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町の希望を考慮して実施競技を決定する。
- 4 開催地の県民を対象とするデモンストレーションスポーツは、正式競技及び公開競技として選択されない競技のうち、県体協に加盟する競技団体又は同協会が推薦するスポーツ・レクリエーション団体の競技の中から、市町の希望や競技団体等の意向を踏まえ、スポーツ推進の観点から、できるだけ多くの実施競技を選択する。

第76回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（案）

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の推進を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町及び競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格がない競技役員等については、本県及び地域スポーツの推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第76回国民体育大会 広報基本方針（案）

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）の広報活動は、第76回国民体育大会開催基本方針に基づき、開催意義を広く周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民の積極的な参加を実現するとともに、三重県や国民体育大会の魅力为全国に発信するため、県内外に向け、次のとおり広報活動を展開する。

- 1 県・市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等との緊密な連携と協力のもとに、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や個人からの情報発信を含め、インターネットなど多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、美しい自然、豊かな食、伝統や文化など三重県の魅力为全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く永く県民に愛されるような大会愛称やスローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記念写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会開催の成果を三重の財産として未来へ継承する。

名 簿

第76回国民体育大会三重県準備委員会 常任委員会委員名簿

敬称略、順不同

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
委員長	三重県知事	鈴木 英敬
副委員長	三重県議会議長	山本 教和
	市長会会長	河上 敢二
	町村会会長	谷口 友見
	財団法人 三重県体育協会会長	岩名 秀樹
	三重県教育委員会委員長	丹保 健一
	三重県副知事	石垣 英一
	三重県副知事	植田 隆
	三重県危機管理統括監	渡邊 信一郎
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	藤田 宜三
	三重県議会スポーツ振興対策調査特別委員会委員長	津村 衛
	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
	三重県市町教育長会会長	小林 壽一
	(財) 三重県体育協会副会長	宮本 長和
	(財) 三重県体育協会副会長	藤澤 幸三
	(財) 三重県体育協会副会長	向井 弘光
	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
	社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	森下 達也
	三重県中学校体育連盟会長	中島 耕士
	三重県高等学校体育連盟会長	川畑 幸永
	三重県商工会議所連合会会長	竹林 武一
	三重県商工会連合会会長	藤田 正美
	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
	三重県経営者協会会長	岡本 直之
	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
	一般社団法人 三重県病院協会理事長	濱田 正行
	公益社団法人 三重県看護協会会長	水谷 良子
	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	峰 正博
	社団法人 三重県薬剤師会会長	上村 武
	社団法人 三重県観光連盟会長	森口 明好
	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	伊藤 正司
	公益社団法人 三重県バス協会会長	森口 明好

三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
三重県防災対策部長	稲垣 司
三重県戦略企画部長	山口 和夫
三重県総務部長	稲垣 清文
三重県健康福祉部長	北岡 寛之
三重県環境生活部長	竹内 望
三重県地域連携部長	藤本 和弘
三重県地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
三重県地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
三重県農林水産部長	梶田 郁郎
三重県雇用経済部長	山川 進
三重県雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
三重県県土整備部長	土井 英尚
三重県企業庁長	東地 隆司
三重県病院事業庁長	大林 清
三重県教育委員会教育長	真伏 秀樹
三重県警察本部長	斉藤 実